

答 申

諮問第 87 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 23 年 12 月 26 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 24 年 1 月 10 日付け海建総第 355 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 24 年 3 月 16 日付けで行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、当該非開示決定処分を取り消し全て開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
 - (1) 平成 22 年 4 月 5 日付け 21 監察第 71 号文書には、「和歌山市上三毛字東山田地内の公図訂正については、適正に行

1 5日付け（「照会と確認申請書」への回答について）で、異議申立人に対して説明している。

異議申立人は、公図訂正申出書に添付している判決書写しは偽造されていると主張している。

2 本件処分について

ところで判決書の写しは、平成13年3月に法務局に対して行った公図訂正申出書に添付しており、現在も法務局に保管されている。

実施機関では、当時申出書の副本として海草振興局建設部用地課に保管されていたが、5年の保存期間経過後廃棄され、現在は保有していない。実施機関としては、平成13年の公図訂正業務については適正に行われ、完了していると考えている。法務局保管の判決書の写しを確認したが、異議申立人の主張する偽造された判決書という認識はない。

したがって本件開示請求は別紙のとおりであり、法務局保管のこの判決書の写し以外のものは取得しておらず、公文書としては存在しないので、実施機関は、「作成又は取得していないため」として非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであるところ、異議申立人は、実施機関が平成13年3月に法務局に対して行った公函訂正申出に添付されて、現在も法務局に保管されている判決書写しは偽造されていると主張する。ところで、実施機関は法務局保管の判決書の写しを確認したが、平成13年の公函訂正業務は適正に行われ完了しており、異議申立人の主張する偽造された判決書という認識はない。つまり、異議申立人と実施機関では「適正な判決書」の『適正な』の意味合いが異なり、異議申立人が求めるものは、現在も法務局に保管されている判決書写しではなく、異議申立人が適正と考える判決書であると認められる。

よって、異議申立人が本件開示請求により求める公文書を、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行ったものであるとする実施機関の説明は、特段不合理なことでもない。

以上から、実施機関が「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年5月9日	○諮問（実施機関）

平成24年6月20日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成27年3月11日	○審議
平成27年4月10日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年7月28日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成27年8月26日	○審議
平成27年9月10日	○審議
平成27年9月30日	○審議

